

各食品関係団体の長 殿

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産品の利用・販売促進について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、東日本大震災以降、被災地域への人的・物的支援など多岐にわたる御支援・御協力をいただくとともに、これまで様々な機会において、積極的に被災地産品の利用・販売等の促進に取り組んでいただいていることに対して感謝を申し上げます。

東日本大震災から 11 年が経過し、被災地域では事業を再開する事業者も増え、津波被災農地の約 9 割で営農再開が可能になるなど、本格的な産業・生業の再生が進んでいます。しかしながら、震災により失われた販路の確保等の問題や、消費者の被災地産品に対する不安はいまだ残っており、福島県を始めとした一部の被災地域では、その払拭が復興を進めるための重要な課題となっております。

このため、政府として平成 29 年 12 月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、これに基づき、食品中の放射性物質の検査結果や生産現場での取組等について、正確で分かりやすい情報提供を行うなど、関係省庁が連携して被災地産品の利用・販売等に係る取組を継続的に行っております。また、令和 3 年 4 月には、ALPS 処理水の処分の方針を決定したところであり、政府一丸となって、徹底した風評対策に取り組んでおります。

一方で、震災から時を経ることによる記憶の風化も懸念されている中で、被災地域の復興を図っていく上では、改めて、官民を挙げて、全国で被災地支援の機運を高めていくことが大変重要と考えております。

については、貴団体会員企業の事業活動における福島県産品を始めとした被災地産品の流通・販売促進や被災地応援フェアの開催、社内食堂・贈答品等での一層の利用・販売について、農林水産省 WEB サイトでも取組事例を掲載しているところであり、引き続きこれまで以上の御尽力を賜りますようお願いいたします。さらに、放射線の正しい知識に関する企業での研修の実施や、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、社内研修や社員旅行等での被災地への視察・観光の促進等についても御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

併せて、こうした取組について、貴団体の中でのフォローアップや優良事例の積極的な対外発信に取り組んでいただければ幸いです。

<お問合せ先>

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課
流通構造改善班 宮崎、金成

03-3502-8267（直通）